

## 減免の見直しについて

### 1 基本的な考え方

減免制度には、市が政策を効果的、効率的に実現していくために一定の必要性がありますが、「受益者負担の原則」の視点からみると、例外的な運用ともいえません。

社会経済情勢の変化に応じて、必要とされる政策が異なるように、減免制度も社会経済情勢の変化に応じて不断の見直しに取り組んでいく必要があります。

### 2 団体利用に対する減免

団体利用に対する減免は、①市の主催・共催・後援を受けた事業に対するもの、②市が認定した団体の施設利用の2種類があります。

このうち、市の主催・共催・後援を受けた事業に対する減免制度には、

- ・所管局ごとに主催、共催や後援の基準が異なる
- ・施設ごとに主催、共催、後援を受けた事業に対する減免割合が異なる

といった問題点があります。

受益者負担の公平性・公正性を確保するためには、将来的に取扱いを統一していくことが望ましいと考えますが、効果的、効率的な政策実現に対する配慮も必要です。そのため、当面は、所管局ごとに異なる主催、共催や後援基準の統一化を行います。

また、市が認定した団体の施設利用に対する減免は、施設所管課において、当該認定団体の活動が市の政策に合致しているか、定期的に精査を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 個人利用に対する減免

個人利用に対する減免は、利用者が①高齢者である場合、②障害者である場合、③子どもである場合の3種類があります。

このうち、65歳以上の高齢者には年長者施設利用証を配布し、市内の文化・観光施設やスポーツ施設等を無料、または割引料金で利用できる減免制度を導入しています。

この制度は、高齢者の健康の維持増進と積極的な社会参加を目的に実施していますが、高齢化率が25%を超えるとともに、稼働年齢層（15～64歳）の減少傾向

が続く中、多くの施設が無料で利用できる現状を継続した場合、世代間の負担の不均衡感や、施設における公共サービスの提供に大きな影響が生じる可能性があります。

例えば、全ての政令指定都市においては、高齢者の施設利用における割引を実施しており、様々な内容となっています。

今後、施設の安定的、持続的な運営を続けていくためには、こうした他都市の状況などを踏まえ、検討する必要があると考えます。

高齢者の施設利用における割引制度(高齢者料金の設定を含む)  
政令市比較(H29. 4現在)

高齢者料金の設定を含む	割引制度の有無	対象年齢				所得制限	割引対象施設											総数	備考				
		60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上		10割減免			6～9割減免			5割減免			1～4割減免				その他(〇〇円引き等)			
							文化・観光施設	体育施設	その他	文化・観光施設	体育施設	その他	文化・観光施設	体育施設	その他	文化・観光施設	体育施設			その他	文化・観光施設	体育施設	その他
北九州市	○	○	○		×	12	69	3		1		1		3	5		11	1	1	1	108		
札幌市	○	×	○		×	3				35				1							39	施設独自で定めており未集計との回答。 ※札幌市HPで確認した数を記載	
仙台市	○	○	○		×	11							7							80	98	博物館等の特別展は半額	
さいたま市	○	○	○		×			11					1								2	14	「その他」の2施設は60歳で入場料金を減額。
				○	×	2	12	4							3			3					24
千葉市	○	×	○		×	5										36					41		
川崎市	○	○	○		×	13								1							4	18	
横浜市	○	○	○		×	6								8					19	25	58	他に民間店舗(1,846店舗)で割引制度あり。	
相模原市	○	×	○		×			1					5	11	4						21		
新潟市	○	×	○		×					23				3			1	1			28		
静岡市	○	○	○		×	7												1			8		
浜松市	○	○	○	○	×	8	2						1	10		1			1		23	施設独自で定めており未集計との回答。 ※浜松市のHPで確認した数を記載。 「65歳以上が7割以上で10名以上の団体」及び「70歳以上の個人」が対象。	
名古屋市	○	○	○		×	3		2											22	32	59		
京都市	○	×	○		×												1				1	京都市健康増進センター	
				○	×	6																6	
大阪市	○	×	○		×	13															13		
堺市	○	×	○	○	×	7								10			1		1	4	23	施設毎に適用年齢が異なる。年齢等が確認できれば割引可能。	
神戸市	○	○	○		×	10		1					9	2	3				3	3	31		
岡山市	○	○	○		×	4		1													5		
広島市	○	×	○		×	2			4	2		10	27			12					57		
福岡市	○	×	○		×	10	4	1						17		3					35		
熊本市	○	○	○	○	×	15	19	1											1		31	文化・観光施設は65歳以上 体育施設は70歳以上	
計	20	11	1	19	5	1	0	137	107	24	4	61	0	34	88	12	12	51	12	52	142	10	741
								268			65			134			75			204			741
								36.2%			8.8%			18.1%			10.1%			27.5%			100%

※北九州市を除いた計	19	10	1	18	5	1	0	125	38	21	4	60	0	33	88	9	7	51	1	51	141	9	633
								184			64			130			59			201			633
								29.1%			10.1%			20.5%			9.3%			31.8%			100%